

江戸期の家意識

遺言書四点から

後藤重巳

一、はじめに

最近、福岡県内の一市で、地域社会を揺るがす問題が起きている。福岡市内のビル管理会社が、総事業費二五〇億円を投じて、「ふれあいの街」なるものを計画し、ここに五十歳以上の夫婦に施設を分譲しいわゆる「老人の街」を創立しようとしたことに、問題の起りがある。当初、市側も、この計画に賛同し、土地譲渡と開発の基本協定を結び、事業は無事完遂されるかに見えた。

ところが、事業計画が進むにつれて、開発予定地に隣接する地区から、批判の声が出はじめたという。それは、市の活性化のためには、若者を魅き付ける施設こそ必要であれ、老人夫婦だけの街を作ったのでは、市の振興にはならないと云う意見が出はじめたことによる。

「シルバータウンふれあい論争」と云う見出しの記事には、「子や孫のいない街は日本の家族制度に逆行」（朝日新聞「二〇・一五」）との表現を用いている。

「三世代同居」の家庭は極めて少なくなつたと云われはじめて久しいが、それでも、盆、正月には、大都市から郷里めざして、民族大移動現象が起り、各種の交通機関が大混乱を生ずることも、また事実であり、ある意味では「家」が健在しているのである。

「家意識」の変質は、社会・経済構造の変質と相関関係にあり、農村

から生家・生業をすてて、若者が都会に走ると云う現象は、決して新しいことではない。また家督財産をめぐる家族・一族の確執も、決して近代特有の現象でもない。

いつの時代にも、家をめぐる嫡庶子の対立、嫡流・庶流の対立があり、それは、庶民ばかりでなく、貴族社会においてさえ顕著に見られた。日本における中世中期の社会は、「嫡庶対立の社会」と呼んでも不当ではない。

一方、こうした社会のなかにあつて、家の伝統を重んじ、次世代に家督を渡すべく、自分、家の管理責任を委せられた家主の立場・意識は、いか様なものであつたのか、これを近世期に限って見ようとするところに、本小稿の意図がある。

「当主から見た家意識」とでも云おうか。勿論こうした問題を、一般農民の家にまで底辺を下げて追求し得る様な史料は、極めて少ない。

ここでは、数点の史料を中心に、戸主の立場から見た家意識について考えて見たい。

近世期の中期以降の政治・社会問題の一つに、「無宿」「遣れ百姓」などの問題がある。このうち「無宿」は、家庭の、主としてその経済的理由によつて、生家を離れ、西日本地区では、長崎などの都市に流入し、最終的には犯罪者のらく印を落された、まさに「無宿者」をさしているが、彼らの多くは、家庭の困窮、労務に耐え得ない者として、

農業を離れた青年層に多かつた。

近世期の中期以降に続出する「欠落」・「絶え株」・「漏れ百姓」は、家人の一部が家業を捨てて他に走ることに、もしくは、家全体が家業を捨てて「家株」が絶えることを意味するが、これらは、社会的に大きな問題とされた。

この様な社会の内、「家の存続」が希求されたことを示す史料がいわゆる「遺言状」である。

二、学者 三浦梅園の遺言

江戸時代中期の日本を代表する哲学者三浦梅園は、享保八年（一七二二）の生まれ、寛政元年（一七八九）に死去した。

豊後杵築藩領の国東郡富永村に生まれ、いわゆる「條理学」を提唱して、「梅園三語」で知られる「玄語」「政語」「贅語」の「三語」のほか、その著書「価値」では、「悪貨は良貨を駆ちくする」の言に見える、その経済理論は、極めて近代的であったことで知られる。

彼は、二回の長崎遊学と伊勢参宮の経験のある外は、さしてめばしい外遊の体験もないまま、郷里の山村で一生を終えたが、その手記「浦子手記」によれば、驚異的な読書量であった。

梅園の家系にかかわる系譜は、その出自が、遠く相州三浦の出身であり、豊後大友氏とともに、豊後に入国したとの伝承を有するもの、およそ、その父の代から以降のことからしか明らかではない。

三浦家や、梅園の父をめぐる問題を明らかにしておくことは、本小論の趣旨としては、重要な問題であらうが、紙幅の関係から、この問題は他に譲らねばなるまい。

梅園の著作は、古く「三浦梅園全集」として刊行され、また、梅園の思想そのものをめぐっては、古く三枝博音の研究をはじめ、多くの

先賢の研究があり、その詳細についても、それらに譲る。^②

この梅園に、「遺言」のあったことは、すでに知られる事であり、それは『大分県史料』の「先賢篇」^③にも収められ、周知されているところである。

いわゆる「研究三昧」に生きた梅園が、その晩年、「家」の問題を、どのように思索したのか、その状況を物語るものが、彼の遺書である。この遺書の書かれた年代については、確実に特定すべき史料はない。以下、まず、梅園の遺書の内容を全覽することにす。

覺

一、愚老生涯玄の字に骨折り候へば、院号之義、没後寺に頼み候而、玄珠院と致もらひ可レ申事。

一、愚老書捨て候物ども多く候内、古人之書寫候物は、その通、ぬき書類之物は、世にちらし申べからず候。願くば焼すて可レ然候。東遊草童蒙筌など申類、みな甚おろか成物にて、他出無用に候。

一、愚老墓所、玉樹とひとつに致、石塔一本に可レ致候。尤、穴を掘り棺二つ入候様に致、愚老棺南之方に入、北之方を空に致置、上に石をおひ埋め、其後、玉樹相果候は、石をあげ北之空所に入可レ申候。尤、墓所は智環大姉の北之方、東むき愚老骸骨南によせ、双親之塔よりふとく致べからず。尤、塔の穂は樋をば、別々にかき如此可レ致候。

一、墓は二方墓にてよく御座候。

一、つな玉樹と名付け置候へば、愚老没後には早速、玉樹ととなへ可レ申候。

一、位牌も夫婦一本に可レ致候。愚老位牌と、のへ候節、玉樹名もほり可レ申候。

一、没後には時之宜しきも可レ有候へども、愚老殊之外世間とりちら

し候へば、早速より家風をかへ、引しめひつそりと致不レ申候而は立ち得申間敷候。農作も愚老ごとく無調法に候へば、手びろく候而者、却而邪魔に候。手ぜまなる方致よかるべく覺候。

一、兄弟無恙生長致候て、家督もわけ可レ申候。とかく本家つよく次男相續候様に致、跡々愚老佛事等も本家より致可レ申候。玉樹も大概は本家に養はれ候が可レ然候へども、是はその時のもよふ(模様)かたく申がたく候。玉樹物ずきに随ひ可レ申候。又玉樹も相果、鶴兒より龜兒世話をも致し候て、龜兒難儀なき様に致可レ遺候、家財等は家内相はからひ、田宅山林等は村役人等にも相談致、無理なき様に可レ致候。

一、龜兒へ申候、次男之儀に候へば、氣象よく、たとひ家督うけ不レ申候とも、一己を立候程にはげみ、嫡子は家督相守候者、次男は何かたにて身を立候而もよき物に候。乍レ去此言を申候而、嫡子より仕送不レ申、難義を致様有レ之間敷候。次男いか様に身を申候てもよく申候へども、他家へ養子などに入候事、大勢もなき事に候へば、たとひ立身富貴にても男子之氣象とは申がたく候。去ながら、其時之よろしきを無理に致せと申すにてはなく御座候。

一、没後何事も安節を愚老とおもひつかへ、萬端相談可レ致事、勿論官兵衛殿にも跡々之義かねて頼置申候へば、子どもの義打かけ御見捨て無レ之様に可レ致候。學文などの事は、貞忠へ相談いたし相頼可レ申候。萬端の事近親には両子正介、寺島氏なども有レ之候。打より可レ然取はからひ可レ申候。門人衆にも同然の事に候。

一、子どもへ申置候は、兄弟随分中よく、母をやにつかへ、其外親類村かた門人中に疎遠無レ之、立身富貴之望不レ致、代々富永村百姓之子に生れたりといふ事忘るべからず。渡世の道をわすれ候へば、百姓は祿なき者に候へば、直に鉢をひらき候間、家業油断有間敷候。渡世の道は勝手次第、乍レ去、大がかりは宜しからず候。

一、博奕大酒誼譁淫亂いづれも不幸之事に候。

一、拙老恩をうけ候家は、綾部・小串・田染河野之家、高田松屋は、姑の裔、田染横峯、両子財前は姉之後也。千灯矢野は、母人之郷里なり。

一、親類隣家村方門人其外、念頃仕候面々にも御世話に生涯あづかり候禮、可レ然御申給はるべきもの也。

全十四條ヶから成る本書は、その「外題」を「覚」とするが、内容から見て、遺書であることは明らかである。

梅園のこの遺書については、その内容もさることながら、その書筆年代が問題となる。

梅園の死去は、その年譜によると、先述の如く、寛政元年であるが、本「覚」中の第三條、第五條に記される如く、「覚」の書筆期には、その妻、つなこと玉樹は健在していた。従つて、兩條中では、彼は、むしろ本人が玉樹より先の死を予測し、本人の死後の玉樹の埋葬の方法などについて述べ、特に第三條では、夫婦を墓所の同穴に埋葬すべく玉樹のための埋葬穴の指示などを、ことこまかく指示している。

しかし、玉樹は天明三年、梅園より先に死去、時に梅園は六一歳であつたから、この「覚」は、それ以前に書かれたことになる。

さて、梅園の遺書の内容は、全十四條中、彼自身に直接関わるヶ條と、遺児に対する教戒訓のヶ條とに分かれる。

第一條は、院号を玄珠院と定めること、第二條は、彼が著述、収集した書物の処理に関する依頼、第三條から六條までは、彼及び妻つな(玉樹)の埋葬、位牌などに関わる内容となつている。

このうち、第二條の書物については、収集した「古人の書写候物」はそのままに、「ぬき書物」つまり、抜すいた書物の類は、「散逸させず、出来れば焼却せよ」と述べる。また、彼の著作『東遊草』(寛延三年刊)や「童蒙筌」などは、「みな甚おろか成物」であるから「他出無用」と述べている。

妻は本家で扶養するのが当然であるが、それは、本人の意志次第であるとし、妻没後は、長男黄鶴が、弟玄龜の面倒を見、弟が困窮しない様にせよ、遺産については、家内で相談をなし、田・山林等についても、村役人と相談の上、互いに無理のない様に取りはからえと述べている。

第九條は、次男玄龜の立場について教戒している。ここでは、次男はたとえ家督を受けることがなくとも、「一己を立候」ほどに努力し、どの様な方法であっても良し、立身せよ、かと云って嫡子が面倒を見ず、難儀することがあってはならない、世間では一般に次男以下を他家に養子に入れることであるが、「大勢もなき事」なので、そうした方法で立身、富貴になることは、男子の本懐ではない。さりとて、時宜に従い、無理をすべきではないと云う。

第十條では、二兄に対し梅園の弟で二人にとって叔父に当る安節を父と思ひ従い、万事を相談せよと述べている。そして、官兵衛には、兼ねて子供の事を依頼してあり、学問の事は貞忠に相談せよと具体的に指示し、更にその外、万端の事は、近親の両子村の財前正介及び母在所方の寺島氏などもあること故、然るべく取りはからい、また門人衆も然りであると云う。

第十一條は、本遺言の中核をなす部分である。

兄弟随分仲よくし、母親に仕え、親類・村人・門人を疎遠にすることなく、立身富貴を望むなと述べ、「代々富永村百姓の子に生れたりといふ事忘るべからず」と云う。そして、渡世の道を忘るれば、「百姓は禄なき者」なので、たちまち「鉢を開き候」とし、稼業に油継なくはげみ、渡世の方法は勝手次第であるが、大がかりは宜しくないと述べている。

第十二條では、博打・大酒・喧嘩・淫乱を禁じ、残る二ヶ條では、彼が生前世話になった家を挙げ、礼を述べている。

遺言状は、その主旨において、家の安泰・存続を希求しないものはないが、その内容には、大きく二分類される。

その一は、中世期までに多く見られるいわゆる「置文」の類で、遺産の配分を主体とする「譲状」の類であり、他の一つは、家の存続を教戒する内容のものである。

前者には、多くの場合、嫡庶子に対する具体的な財産配分目録を作成し、その状の主旨に背いた場合の規定などを明記している。

勿論、中世期とて、「家訓」の類が少なくないが、戦乱の世潮を反映して、その武力背景となる財産処分をめぐる内容のものが多い。

梅園の「覚」つまり遺言状は、このうち、後者に属し遺戒のヶ條が大部分を占める。

梅園の父義一は、梅堂虎角居士と諱されたが、梅園著述の『先孝三浦虎角居士行状』などによると、「人となり遊を好み、上士大夫より僧坐・農工・俳優・技人交らざる処なし、(中略)暮を好み、俳諧をたのしみ」と見え、風流好みの人物であったらしい。一方、慈悲心に富み、「人の困苦をわが身に当るが如くした」と云う。

また、正義感にも富み、

人の不正をにくみ、及ばざるをすすめ、人難あればゆきてとき、身過あれば、退いておもふ、これによりて郷里事あれば、人來り尊ぶことを主分の如し。

と評される人物であったと云う。

節儉にも励み、

つねに人に教ゆるの道、勤を本とし儉を柄とす。勤儉の道を怠る時は、祖先の祀、父母の養、親子・夫婦・長幼・朋友の交誼、心ならずして更にそふとて、故なければ寸貨もすてず、事あれば尺璧も惜まず。

と云う性格であった。酒と煙草とは、損有って益なしとして戒めたといい、その様な性格と生涯は、その子梅園にも強く影響を与えたらしく思われる。

梅園の遺書は、彼の死寛政元年(一七八九)から六年以上を遡る時

代に書かれたものであり、当時、妻のつな（玉樹）も健在していた。父虎角の死は宝暦十年（一七六〇）正月、梅園が卅八歳の時であった。翌十一年、妹りくが嬰兒を遺して死去、明和八年（一七六八・四六歳）で長女四歳を喪っている。四十八歳で母ふさを喪い、安永元年、次男玄龜が出生した。

遺書は、この玄龜が数歳の頃に書かれたものを考えられ、長男黄鶴は、明和元年生まれで、この頃十七・八歳前後であったものと思われる。梅園の遺書には、「代々富永村百姓の子に生まれたりという事忘るべからず」と主張しながら、彼自身が研究・思索三昧に生きた反省の立場を含めて「渡世の道は勝手次第」とする自由さがうかがわれる。

三、橋津氏の遺言状

橋津家は、江戸時代寛文期以降、肥前島原領豊州飛地、宇佐郡橋津組の大庄屋を勤めた家であった。

この橋津氏の文書の中に「卯二月」の日付を持ち「死後可開、遺言書、清左衛門」と明記する明らかな「遺言状」一通が含まれている。表紙の清左衛門の署名の横には、後代の加筆と考えられる「盈貞」なる朱書きがある。

正水（喜左衛門・慶安四年九月卒）

正明（金十郎・慶安四年十一月卒）

正貞（喜左衛門・隱居後、清左衛門・正徳三年九月卒）

正盈（幼名、新四郎・喜左衛門・隱居後、清左衛門・享保十五年十一月卒）

妻、三要院玄鳳智光大姉、寛保元年六月卒

盈貞（喜左衛門・延享三年隱居、清左衛門・宝暦四年七月卒）

半蔵（前屋敷に別家、寛政三年二月卒）

新三郎（長洲龜田に別家、後正貞・安永七年十一月卒）

久治（所助・成通・田染河野家養子）

しかし、この朱書きは誤認らしく、現在する系図断簡・位牌・墓碑銘や、以下に見る遺言状の内容から考える時、正貞以降、代々清左衛門と名乗る人物のうち、この遺言状の書き主は、盈貞ではなくその父正盈らしいが、やや疑問が残る。

さて、清左衛門の遺言状は、タテ十四・五cm、ヨコ二十cmの小帳で、表紙とも八葉から成っている。

前半三葉余には「喜左衛門分」「半蔵分」として、田畑・屋敷・請山・買地に関する配分を明記した内容が記され、以降が、一つ書の遺言内容となっている。奥書きは、先記の如く、「卯二月日、清左衛門」「喜左衛門殿へ、半蔵殿へ」と云う宛書きがある。以下、財産配分の部分を除く遺言部分を見よう。

一、我等墓印、自然石相用可申候、相果候日、何日也共、銘日ハ慈海居士銘日ハ智光信尼之銘日ニ相究可申候、精進日多候へば、おこたりに出来申もの也、法事等随分軽く可致候。

一、先祖之御恩大切也、常々不相忘礼拜可致候。

一、氏神、特ニ仲ノ宮ハ、当屋敷守之宮ニ候間、毎朝拜し、二日橋越居士銘日、屋敷内之御墓ニ参礼をいたし可申候。左候へバ、家内迄も御守護被成候、神ハ人之敬を以、威をまし、人ハ神之徳ニ依て徳をそふと、御成敗式目之最初ニ出候、誠成かな。

一、貧賤をあわれみ、家来筋之もの貧窮成ものニ心を付可申候、無情あたり申間敷候、主従ハ数生契り之縁有り、少々之不・候共、無智文盲成者候間、了簡有之度候。

一、随分親ニ孝を尽し、殿様御恩を仮にも忘れ申間敷候、大切ニ存候ハハ、天地日月の恵を得候。

一、家睦しく致度候。

一、酒用申間敷候、酒ハ百病之長ニて、身体ニ悪敷成ものに候。

一、人之恩を不請、人ニ恩をあたへ、情をかけ可申候、三綱五常ハ、

学文之暇也、不可忘、第一慈悲心を忘れ申間敷候、常々徒ニ暮し不申、学文を心かけ、朝起いたし、有来ル家宅を修覆、不見苦様ニ、新敷普請事致間敷候、屋根ハせまく、戸障子少なきこそ持よけれ、人之家居を浦やましがり申間敷候、道を守り心さえ辺鄙ニ無之候ハ、人おそれ恥可申候、遊芸も少し間合候ニハ能候へ共、王々く致候へハ、片むき打かたり候様ニ成候もの也、学文さへ有之候へハ、諸芸くづし候身をおさめ候道は仮名本ニて、学文可致候、先祖之名迄くたし不申様ニ心かけ可申候。

一、農業不たんれんにては、役儀も勤り不申、随分心かけ、功者ニ不成候てハ不叶役儀ニ候、暇之時ハ、作廻り屋敷内之菜園畑打こなし、第一掃除好きいたし可申候、役人之所宮寺などハ、不掃除候へハ、悪敷候、そふちハ身をこなし、其上不浄を去り、天地日月ニ忠を尽ス道也、左候へハ、身の祈禱にも成候、不可怠可慎者也。

卯二月

清左衛門

喜左衛門 殿へ

半蔵 殿へ

前三葉に明記される喜左衛門・半蔵分の財産配分に關する部分は、紙幅の關係から割愛したが、内容は、兩人それぞれ分の田・畑の字名を列記し、但し書きをもって、細かい注意を与えている。そして、年貢などの納入についても、喜左衛門・半蔵の負担分を明らかにし指示している。

そして、そのしめくりとして、

惣て当村ハ、風儀悪敷、一類他人之分ケなく、人之為ニ世話不致候家事等之儀を親類ニ相談致候とて、引受世話ニ不致風儀ニ候間、その心得いたし、新三郎と三人能々申合可然候、半蔵を親分ニ、諸

事相敬可申候、半蔵も其心得ニて、子同前ニ指南等相加へ可申候。と、地域社会のあり方の中で、橋津家のあるべき姿を希求している。遺言書内容のうち、この財産配分に關わる部分以外は、八ヶ條から成っている。

先ず、その第一條目には、夫婦とも墓石は自然石を用いること、夫婦の命日は、遺言主の妻の命日と同日にせよと言ふ。その理由について、「精進日多く候へは、おこたり出来申もの」故と述べる。

第二條・第三條では、先祖の恩を大切にして感謝し、橋津氏の始祖たる「橋越居士」の命日には、屋敷内の墓に詣て崇敬せよと云う。このヶ條で関心を引くのは、貞永式目第一條の神社崇敬のヶ條を引いて、神と人々の關係を説いていることである。

第四條は、貧賤なる者に情をかけるべきこと、第五條は、親孝行・主の恩の不忘を説き、一家の親睦について述べる。

第六條では、「酒は万病の長」として、悪敷ものとし警戒する。

第七條は、日常の心掛けを警戒し、人に恩を受けず、恩を与え、「三綱五常」は、学文(問)の基本であると遺戒する。家は、見苦しくない程度に保ち「ヤボ」でない行動さえすれば、「人は皆、畏れはじるもの」とし、遊芸も少しは心掛けよとする。「学問を致し、祖先・親の名を下し申さざる様に」せよと云う。

続いて第八條では、農業に鍛練しなくては、大庄屋としての役職も勤まらない、随分と心掛けて、「功者」になれと述べる。この條では、続けて屋敷内や、蔬菜園の見廻りのほか、「掃除好き」であることを奨励し、「掃除」は「不浄」を取り去り、「天地日月ニ忠を尽す道」であると説いている。

以上、橋津清左衛門の遺言状は、「死後聞くべし」と厳命した正規の「遺言状」の内容にふさわしく、その内容は極めて具体的であった。そして、そこには、梅園と同じく家を思う情念の切々たるものが見み出ている。

近世期の大庄屋は、多くの場合、中世期の土豪層にその系譜を引き、橋津家とて例外ではなかった。

幕末期の当家では、当主は、池坊流生花の指南役を勤め、当家及び一族・親族に「好学の徒」が少なからず見られる。³⁾

大庄屋は、その下に属する村社会とともに幕府体制下では、支配機構の末端機能を有していた。彼らは、多くの場合、田畑を所有し、下人などを使って農産耕営を行なうと同時に村方の支配を勤めた。

橋津氏の場合とて例外ではなかったが、長崎御用番を勤める島原藩飛地の大庄屋の橋津氏の場合、飛地領の他の組大庄屋賀来氏、河野氏らとともに、その親戚関係を通じて、文化水準の高さをうかがわせるものが少なくない。

清左衛門の「遺言書」に見える家意識には、各條にそうした家の格式とそれを継承しようとする意識が強く見られる。

四、安東氏の置文の例

大分郡田尻村を含む一円の地は、江戸時代中期以降、日向延岡藩の飛地であり、田尻村の庄屋は、安東家が世襲していた。その支配に関する資料に、二群の「安東家文書」がある。⁴⁾

別府大学文学部が所蔵する「安東家文書」の中に、「申置き」一点が含まれる。

この文書は、形状は横帳で、案文らしく、表紙を有せず、外題に「我等病氣無心元ニ付、有増し善兵衛ニ申置候書付」と見之、遺言書の案文と考えられる。

この申置文は、全十三條から成り、最末葉の大半が余白となっており、未完の文章に終わっているものと考えられる。本状は各所に虫食い部分が多く、保存状態が悪く、また著筆年代を知り得る記述がない。

状中には、十名近い人物名が見えるが、関係資料中に、家系について知り得る資料もなく、著筆者の身分も明らかになし得ない。

先ず冒頭の二ヶ條をみよう。

我等病氣無心元ニ付、有増し善兵衛ニ申置候書付。

一、我等相果候以後、随分氣後れなく、諸事氣を付け、勤可申候、第一仏神尊敬、常ニ可致候、病氣せまり申ニ付ては、仏神之「ムシ」し不申候。

一、我等相果候以後は、吉蔵幼少ニ候間、耕作を少し仕、能男一兩人能女一人程置、田畠相応程作り、世話少キ様ニ心得、晩ニハ善介・左太郎相浩メ、吉蔵せめて十二三歳までぞだて申候以後、吉蔵出家之望候ハハ、常東寺ニ遣し、禅坊主ニ仕、段々後々銀々と続ケ可申候、何事も長兵衛・源兵衛と相談仕、諸事しつぱくにかしく仕候ハハ、田畠にて渡世を送り候、後に吉蔵ニ仕入れ銀を少々残り可申候、自然と無理ニ出家ニ成不申候ハハ不及力ニ、俗人にて相残り候、田畠・下女・下人・家等相渡し、念頃頼申候、おべん事ハ、四五年も吉蔵一所ニ宿ニ置候、其後に合点次第、太之介へかつし可給候、双方各不合点候共、能々断り申聞せ、長兵衛と能々談合極め、必々かつし給り候ハハ、末々まで能ク可有候(下略)。

以上、書き出しの二ヶ條の内容による限り、この遺言主は、吉蔵を伴なって隠居生活をしているものの如く、吉蔵は、状中第六條に「吉蔵母妙恵尼の位牌」云云とあり、遺言主の孫かと思われる。しかも、状中に「晩ニハ、善介たつ相詰メ」とか「吉蔵せめて十二、三歳まで、ぞだて申し」とある表現は、彼が遺言主夫婦のもとに同居しており、夫婦が死後の事態を予想しての心配りかと考えられる。

遺言主が、幼少の吉蔵に如何に心を残しているかは、第二條の中段の

(上略)返々も、吉蔵事、癩瘡も不仕、虫氣・病者にて無心元候、何之道ニも、一家中不残氣を付ケ、念頃頼申候、左候ハハ、草之影に

て悦び可申候（下略）。

と云う表現によつても察せられよう。また、第三條中には、

一、善兵衛儀、正路ニハ有之候とも、氣力少く候、諸手廻し無心元候、漸々ニ塩之介・吉蔵・辰之介、人に成り可申候、左候ハハ、氣つよく候間、氣をくれ不申様ニ何事も長兵衛・源兵衛并ニ孫市・甚右衛門・勘右衛門、右五人と中能申談し、我等跡子供も路道に立不申様ニ、何事も正直正路ニ頼申候、念頃仕候様ニ頼申候、左候ハハ、草之影ニテ大悦仕り、守りの神ニ成可申候、二心ニおいては、恨み可申候（下略）。

との表現も見える。状中には勿論、吉蔵にかかわる記事のみではなく、遺言主の頼母子銀ほか借入銀の返済に関する心配り、指示などの記述も見えている。唯、吉蔵が、次代の家督人と目されていたのではないかと云うことは、終條に、「吉蔵、人ニ成り申候上ハ、国行之脇指ハ、吉蔵ニとらせ可給候（下略）」との記述で推測されるところである。

十三條を通じて、遺言主の真意を伝えるヶ條として、第十條がある。その内容は、

一、我等相果候儀、究りたる事、可歎の事少しも無之、年も今五六七年も存命ニ候ハハ、子供の上ヲ見、善蔵身体をも見極め、可成ハ身体賢くも仕度と願申候得共、過報少く、不及是非ニ残念ニ存候斗ニ候、大事ニねん頃ニ可被致候。

とあり次條には「我等、病中永く候ハハ、物入ニテ跡目身体無心元候得共」と記述され、死没後の経済的支出に対する心配りのあったことも知られる。

先述した如く、この安東氏の「申置」の内、家系関係について知り得る史料は、管見の範囲にはなく、遺言主・善兵衛・吉蔵らの血縁関係も不明の域を出ない。

しかし、その遺言状に、家を想う遺言主の切々たる心情が、到るヶ所ににじみでていると言えよう。

ここで問題になるのは、この遺言主と、遺言状の状中に登場する人物との関係であるが、先述の如く、これを証する史料も、現段階では見当たらない。この点は、今後の史料探索による以外にはない。

五、町人置文の一例

豊後岡藩の城下町新町で、商業を営んだ山本屋西氏は、文禄二年、中川氏が岡（竹田）に入封した時代からの商家であった。

山本屋西氏方六代善七のあとを受けて、安左衛門が、山本屋の家督を継いだのは、安永二年、廿四歳の時であったと言ふ。

安左衛門の日常の心掛けは、毎朝「塩手洗」をなし、「御日様」を仰ぎ、一朝として欠く事なく仏前で読経することであった。この山本屋も、寛政元年六月、城下山川町からの出火によって類焼され、殆どの財産を失った。この安左衛門が認めたものが、「西安左衛門正満、子孫へ申伝ふる書」であり、これは、その子の八十左衛門によって整理されたものらしい。

以下、その所要部分を見よう。

誠に近年有徳に相暮し、日々豊に相立て、千労万苦にて仕立たる身体を一時に火煙となし、先祖重代の譲り物も悉く焼失し、子供これなく候はば、浮世を捨てたく候へ共、十二歳の陽蔵・七歳の大作兩人の不便等に命をつなぎ止め、涙にむせぶより外他事なし。誠に聖人の語の如く、書を積みて、子孫に伝ふと言へ共、其の子之を読む事能はず。金銀を積みて子孫に伝ふると言へ共、其子之を用ふる事知らず。只隠徳を積むより外はなしと、物事足る事知らず。今に至つて残念止む事なし。有徳にありし時、仁義も相応に、深過ぎざるやう難義の者には心をかけてやり、りんしよくになきやう、それ共、違節にはなきやう質素儉約は勿論の事なり。免角、程々に暮

し候が安樂の道なり。それに我金を廻してしまひ、其の上他人の金を借り大慾に氣根を費し、命の短き事を知らず。若し、有徳に相成り候はば、相応の元手にて、今日を渡世し、少しは残し金銀にて、なほし置く事第一の事なり。併し、商売に廻し方なく、渡世一ばいにくらし候、甚だ以って大切なり。若し病人或は普請又は己むを得ざる物入り等、有之候へば、とんと身代滑すなり。廻し方相心に年々有徳になり候はば、みだりに氣根を費す事をせず、登り物など致候事無用なり。其の故は、大難を板に乗せ遣す事氣道の第一なり。其上、不意に利分有之候は、先きの人、損を致候ても、此方にては利分を悦び、調置候品によりて悪作をよしと思ひ是第一の罰なり。唯五穀成就を万人安樂と拝み候はば、神の納受あるまじくや。(中略)。朝夕片時も信心忘れず。(中略)。数多き町人、悪心にて皆々類焼したるにもあるまじ。数多き人の中、善き人も数多くあるべし。然しながら、天災なれば、一流水にて遁るべからず。右善悪の両道は、此の後にて相知るべし(下略)。

正満の時代、彼は二度の火災に会い、所詮は商人が唯々利益追求をす無益さを悟り、商人がその人の「分限」に従うことの必要を説く。正満(安左衛門)は、「一日の計は一朝に有、一年の計は早春に有り、免角、年分の錢廻りの工面の事、早春に操り合せ、猶又平生油断致すまじく」と説き、神仏の信仰についても、「參詣致し候ても、悪心あれば、却って罪なり、神は非礼を受けず、心は鏡の如し」と教戒した。安左衛門は、更に、

随分商売に出精いたし、寸暇ある時は、神仏に參詣し、或は学文・碁・将棋・謡を慰むべし、是慰なれば、こること無用なり、茶の湯・香ききなどは、町人のいらざる事なり、然し、道を知るはよく(中略)、随分御上を大切に存じ奉り、朝夕拝み申すべし、仮殿にふせ候共、神仏はもとより、御城を後にせず、御おきてを相守る事第一なり。

と説いている。

以上、見て来た「子孫に申伝ふる書」は、遺言状と言うより、むしろ「遺訓」と称すものであるが、それにしても、そこには、町人が、商家を守るべき、すさまじいまでの根性がにじみ出ている。それは、財を成すことよりも、家の存続を願う根性である。そして、その根性こそ、商家を存続せしめる根源的な力となるという考え方であろうか。親安左衛門の「遺訓」をまとめた山本屋八十右衛門は、「親安左衛門の記すところを見るに感涙に堪へず、子々孫々これを守らば、家繁栄疑なし、故に毎月一度、子孫に読み聞かせ申候也」と述べ、ここにまた、一軒の家意識が強調され、家の存続が保証されるのである。

六、まとめ

世に「毛利元就三矢の教訓」は知られるところである。一本の矢は、いとも容易に折り得るが、これを三本重ねると難事であるとして、兄弟三人の協力により、戦国の世に対処し、毛利家の安泰を論じたと言うもので、この教訓は、近世期に完成された同家の家譜に記された「訓話」と考えられるが「家」の存続を切望する家主の志向を代表する歴史的な話となろうか。

家主が、家主の地位を含めて、もろもろの財産つまり「家督」を次の代に譲渡することを請約する書状を、歴史的には「置文」「申置」「遺記」「永帖」「処分目録」などと呼び、時代や地域によって、その名称は異なった。それを総称すれば、「遺言状」「遺言書」となる。この遺言は、家主の死後の財産や身分関係に故人の意識が強く拘束力を持つべく設けられた家督にかかわる制度の一つであり、すでに、律令の規定にも見られた。

相続の形態は、時代によって変化するが、近世期にあっては、武士

階級の場合、所領は給主の承認が必要とされた。

財産・家名・家督・祭祀などは、本来必ずしも一体ではなかったが、家父長制が強化された近世期には、ほとんど一体と考えられる様になった。

唯一、一般庶民の場合は、武士階級の場合の如く、所領（耕地・土地財産）を給主から給付されるものではなかったから、例えば「分地制限令」などの一部の土地譲渡規制に抵触しない限り、分家や財産分与は、比較的自由に行なわれた。しかし、この場合でも、村請年貢体制の元では、五人組や村氏の同意を必要とし、多くの場合村の運営に「支障ない」ことが前提とされた。

梅園の「覚」、安東氏「申置」に見られる「出家」は、近世期における家督制度において、次男以下の処遇法の一般的方法であり、俗に「禪門入」と呼ばれる。次男以下は、他家に養子に入る例も少なくはなかったが、これも梅園の「覚」に述べられる如く、「大勢もなきこと」で、極く限られた。

とすると、強力な家父長（家督）のもとで、兄弟は「仲睦まじく」「能々相談仕り」、長男以外の兄弟の家が「取り続き候様」に配慮されることが、遺言主の究極の希求となるのである。

近世期中期以降の経済社会は、急速に経済的失速状態に立ち至っていた。

そうした社会にあって、家督を譲るべき遺言者の心情が、これらの遺言状の中に如実に示されている。

以上、四点の遺言書・遺訓は、碩学の当主、大庄屋・村庄屋・商家当主など、その社会的経済的地位などによって、その内容に若干の違いはある。そしてそれはまた当然でもある。そこには、それぞれ相応の趣旨が盛り込まれるが、家を存続させるための希求そのものには、全く変わらない。

注

- (1) 森永種夫編『口書集』
- (2) 田口正治『三浦梅園』吉川弘文館ほか。
- (3) 大分県史料刊行会『大分県史料』第八巻「先賢資料」
- (4) (2)に同じ。
- (5) 算泰彦「中世武家家訓の研究」・近藤齊「近世以降武家家訓の研究」ほか
- (6)・(7)ともに(2)に同じ
- (8) 橋津守英氏「橋津氏文書」別府大学文学部史学科保管
- (9) 後藤重巳「飛地領支配の問題点」史学論叢第七号所収
後藤重巳編『宇佐近世史料集』(一) 解題
- (10) 安東精一所蔵「安東氏文書」・別府大学文学部史学科所蔵
「安東家文書」
- (11) 竹田市史刊行会編『竹田市史』(中) 第四章第七節
竹田市新町山本保氏所蔵
- (12) 近世初期の身近な「遺訓」の例として、直入郡竹下家の「一向末期申置条条」(『大分県史料』十三巻所収)がある。この「申置条条」は、十三条からなり、地頭方公役・田畑年貢・公役等に関わる内容のほか、戦乱の時の心得・村中の道作り・走り百姓に与同しないこと・他村の衆と入魂にしないこと等について警戒し、「我々死後の儀、成次第相調可申候、不成事を辛勞申候ても、我々為ニも成不申候、今世の覚計ニて左様の儀ハ兼兼分別申候間、可得其意候事」とその終条で述べている。一向は竹下廉利の法名で、地方役人であつたらしい。

— 平成二年十月一日 受理 —

(本学教授・日本近世史)